

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

香芝市長 福岡 憲 宏

## 香芝市条例第1号

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

(香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。